

— 資料編 —

用語集

あ

・一般廃棄物処理基本計画

市町村が廃棄物処理法第6条第1項に基づき策定する計画で、当該市町村の区域内の一般廃棄物処理における長期的な基本方針を定めたものです。(一般廃棄物にはごみとし尿が含まれますが、本計画ではし尿についての内容を含まないため「一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」と表現しています。)

か

・家電リサイクル法(特定家庭用機器再商品化法)

家庭や事業所から排出された家電製品(エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機)から有用な部分や材料をリサイクルし、廃棄物を減量するとともに、資源の有効利用を推進するための法律です。

・環境基本法

環境保全についての基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策(環境基本計画、環境基準、公害防止計画、経済的措置等)の基本となる事項を定めています。

・拠点回収

自治体が設置した回収ボックス等で資源物を回収する方式を指し、本市では廃油、古紙及び古布を回収しています。

・グリーン購入法(国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律)

国等の公的機関が率先して環境物品等(再生紙のノートや低公害車等)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進することを目指しています(地方公共団体は国に準ずるものとされ、民間事業者は努力規定となっています)。

・建設リサイクル法(建設工事に係る資材の再資源化に関する法律)

一定規模以上の建設工事を請け負う事業者に対し、対象となる建設資材(コンクリート、アスファルト及び木材)の分別・再資源化等を義務付けるとともに、工事の発注者による工事の事前届出制度、解体工事業者の登録制度などを設けることで、資源

の有効利用及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律です。

・ ごみ種類組成

廃棄物の中に含まれる種類別の内訳（重量比）のことを指します。一般的には紙類、プラスチック類、厨芥類、繊維類、木竹類及びその他の6分類ですが、本市ではさらに細かく分類しています。

・ 戸別収集

世帯ごとに自治体が収集する方式を指し、本市では粗大ごみを対象に実施していません。⇔ステーション収集

さ

・ 災害廃棄物処理計画

災害に対する事前体制の整備と、住民・事業者・行政の連携に基づく災害廃棄物の円滑な処理を推進するために都道府県や市町村が策定する計画です。市町村においては、自らが被災市町村や支援市町村となることを想定し、災害予防、災害応急対応、復旧・復興に必要な基本的事項を取りまとめます。

・ 最終処分

最終処分場に廃棄物（燃やせるごみを焼却した後の焼却残さや、燃やせないごみ及び粗大ごみの破碎残さ等）を埋め立てることを指します。

・ 在宅医療系廃棄物（在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物）

医師や看護師の往診や訪問診療、訪問看護に伴って発生する医療廃棄物や、患者やその家族が行う在宅医療に伴って発生する医療廃棄物のことを指し、廃棄物処理法上では一般廃棄物に分類されます。しかし、収集・運搬業者がステーション回収作業をしている際に使用済み注射針が手に突き刺さり、感染症を引き起こした事例があります。このため、平成17年通知された「在宅医療に伴い家庭から排出される廃棄物の適正処理について（環境省）」の中で、「(1) 注射針など鋭利な物は医療関係者あるいは患者・家族が医療機関へ持ち込み処理する、(2) その他の非鋭利な物は、市町村が一般廃棄物として処理する、という方法が望ましい」としています。

・資源化率

総資源化量を総排出量^{*}で除した値のことで、総排出量のうち再生利用された割合を指します。

^{*}：国の定義では「処理量」

・資源有効利用促進法（資源の有効な利用の促進に関する法律）

循環型社会を形成していくために必要な3Rの取組を総合的に推進するための法律です。特に、民間事業者に対して3Rの取組が必要となる業種や製品を政令で指定し、自主的に取り組むべき具体的な内容を省令で定めています。

・自動車リサイクル法（使用済自動車の再資源化等に関する法律）

自動車のリサイクルに携わる関係者（自動車の所有者、関連事業者、自動車メーカー・輸入業者）の役割を定めることで、使用済自動車の積極的なリサイクル・適正処理を行うための法律です。

・集団回収

町内自治会・子ども会・PTA等の地域団体が、自主的に各家庭の協力を得て、日時を決めて古紙・布類を一定の場所に集め、民間事業者（資源回収業者）に引き渡す活動のことを指します。

・循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄物社会に変わるものとして、資源やエネルギーを循環的に利用する社会形成を目指した概念です。

・循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、政府全体の循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針などを定めています。

・循環型社会形成推進基本法

循環型社会の形成について基本原則、関係主体の責務を定めるとともに、循環型社会形成推進基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項などを規定しています。

・食品リサイクル法

食品の売れ残りや食べ残しといった食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終処分量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する法律です。

・ステーション収集

ごみステーションに燃やせるごみ、燃やせないごみ及び資源物を排出し、自治体が収集する方式のことを指します。⇔戸別収集

・3 R

廃棄物等の発生抑制（リデュース：Reduce 資源を効率的に使用し製品を作り、又、長時間使用する等により、廃棄物になる量を抑制すること）、再使用（リユース：Reuse 使い捨てせず、繰り返し使用すること）、再生利用（リサイクル：Recycle 資源として再び利用すること）の3つの頭文字をとって”3 R”と呼んでいます。

また、3 Rの中でも特にリデュース、リユースを重点的に取り組むべきとする”2 R”の方針や、3 Rに発生抑制（リフューズ：Refuse 不要なレジ袋等はもらわないようにする（断る）ことで廃棄物の発生自体を抑制すること）を加えた”4 R”の方針もあります。

・生活環境影響調査

廃棄物処理施設の設置等の事業に伴って生じる生活環境へ影響を検討するため、大気、水質、騒音、振動及び悪臭等周辺地域の生活環境の現況を把握し、事業による影響の予測を行うことを指します。また、その結果から地域生活環境状況に応じた適切な保全対策（環境保全対策）について検討を行います。

た

・中間処理

施設に搬入された廃棄物に対して無害化、資源化、減量化、安定化を図るための処理で、施設としては、焼却施設、破碎施設、リサイクル施設等があります。

・直接資源化

中間処理施設を経ずに、民間事業者が直接資源化することを指します。

な

・生ごみ消滅型容器

微生物の働きを利用して、生ごみを炭酸ガスと水に分解することで生ごみを減量する容器で、本市では「キエーロ」のことを指します。

は

・廃棄物

廃棄物処理法において、「ごみ、粗大ごみ、汚泥、ふん尿、動物の死体その他の汚物又は不要物であつて、固形状又は液状のもの（放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。） 」と定義され、一般廃棄物と産業廃棄物に区分されます。

一般廃棄物とは、産業廃棄物以外のものを指し、家庭系ごみと事業系ごみに区分されます。産業廃棄物とは、廃棄物処理法に定められている事業活動に伴って発生する特定の廃棄物を指します。

・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）

廃棄物の排出を抑制し、廃棄物の適正な処理（分別、保管、収集、運搬、再生、処分等）を行い生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的に、廃棄物の定義や処理責任の所在、処理方法、処理施設、処理業の基準等を定めている法律です。

や

・溶融スラグ

焼却灰等の廃棄物を加熱し、1200℃以上の高温条件下で有機物を燃焼させるとともに、無機物を溶融した後に冷却して、ガラス質の固化物を生成することで、建設資材等として利用することができます。

・容器包装リサイクル法（容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律）

容器包装リサイクル法は、家庭から出るごみの6割を占める容器包装廃棄物を資源として有効利用することにより、ごみの減量化を図るための法律です。消費者は分別排出、市町村は分別収集、事業者は再商品化を行うことで、すべての人々がそれぞれの立場でリサイクルの役割を担うということがこの法律の基本理念となっています。

前回計画（平成24年度策定）と本計画との比較

	前回計画	→	本計画
計画期間	計画期間:平成25～32年度(8年間)	見直し	計画期間:平成30～42年度(13年間)
	目標年度:平成32年度		中間目標年度:平成36年度 最終目標年度:平成42年度
目標値	①一般廃棄物排出量 860 g/人日 (一人一日当たり)	見直し	①1人1日当たりごみ排出量 933 g/人日
	②ステーション可燃ごみ収集量 7,600 t (内、生ごみの収集量) 3,000 t		②燃やせるごみの収集量 9,300 t
	③廃棄物最終処分量 440 t		③最終処分量 1,822 t
	④廃棄物リサイクル率 38 %		④資源化率 34.7 %
	⑤資源ごみ集団回収量 2,020 t		
基本理念	自然と環境に配慮したきれいなまち	継続	自然と環境に配慮したきれいなまち
基本方針	基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進 ごみの減量を基本とし、排出されたごみに対して可能な限りの資源化を行います。	継続	基本方針1 ごみの減量・リサイクルの推進 ごみの減量を基本とし、排出されたごみに対して可能な限りの資源化を行います。
	基本方針2 環境に配慮した適正な処理の推進 排出されたごみは、可能な限り環境負荷の少ない適正な処理を行います。		基本方針2 環境に配慮した適正な処理の推進 排出されたごみは、可能な限り環境負荷の少ない適正な処理を行います。
	基本方針3 市民協働による取組の推進 市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民協働による取組を推進します。		基本方針3 市民協働による取組の推進 市民・事業者・行政の役割を明確にし、市民協働による取組を推進します。
基本施策	1 広報等によるごみに関する啓発の実施	継続	広報等によるごみに関する啓発の実施
	2 ごみ減量説明会、イベント等でのPRの実施	強化	ごみ減量説明会、イベント等でのPRの継続
	3 3R活動の推進に向けた啓発の実施	継続	3R活動の推進に向けた啓発の実施
	4 マイバッグ持参運動の推進	削除	
	5 店舗等との連携による啓発活動の推進	削除	
	6 生ごみ処理機等の購入補助の継続実施	統合	8と統合
	7 補助制度利用状況の把握及びPRの推進	継続	生ごみ処理機購入補助制度のPR推進
	8 消滅型容器（キエーロ）の普及啓発	強化	消滅型容器（キエーロ）の普及啓発
	9 生ごみ排出時の水切りの徹底	継続	生ごみの水切りの徹底
	10 エコ・クッキングに関する情報の提供	継続	エコ・クッキングに関する情報の提供
	11 各店舗における取組推進の働きかけ	削除	
	12 環境にやさしいお店の紹介	削除	
	13 直接搬入ごみの有料化実施	統合	15と統合
	14 事業系ごみの排出者責任の周知徹底	統合	18と統合

	前回計画	変更	本計画
基本 施策	15	手数料額の検討	見直し 家庭系及び事業系ごみの ごみ処理手数料の見直し
	16	近隣市町の動向調査の継続	継続 近隣市町の動向調査の継続
	17		新規 資源物の手数料徴収の検討
	18	事業系ごみの排出ルール of 徹底・指導	強化 事業系ごみの排出ルール of 徹底・指導
	19	搬入事業系ごみの展開検査の実施	削除
	20	事業者向けパンフレットの配布	削除
	21	事業所への立ち入り検査と指導の実施	継続 事業所への立ち入り検査と指導の実施
	22	事業系生ごみ処理機補助制度の検討	継続 事業系生ごみ処理機補助制度の検討
	23	リサイクル活動交付金の交付	見直し リサイクル活動交付金の見直しの検討
	24	集団回収の利用に向けた啓発推進	統合 23と統合
	25	リサイクル活動交付金額の検討	統合 23と統合
	26	収集運搬体制の見直しの検討	継続 収集運搬体制の見直しの検討
	27	収集区分の検討	継続 収集品目・区分の検討
	28	収集品目の検討	統合 27と統合
	29	ごみステーションや資源物回収拠点の状況把握	継続 ごみステーションや資源物回収拠点の状況把握
	30	地域住民との連携による管理体制の構築	統合 29と統合
	31	ゴミステーション管理要綱の制定	削除
	32	粗大ごみの戸別収集の実施	継続 粗大ごみの戸別収集の継続
	33	ふれあい収集の実施	継続 ふれあい収集の継続
	34	施設の維持・改修の計画的な実施	新規 焼却施設の再稼働及び維持管理
	35	環境センターの焼却施設の利用検討	新規 ストックヤードの整備
	36	新居焼却場の転用計画の検討	見直し 新居焼却場の跡地利用計画の検討
	37	ごみ処理施設破碎残渣の資源化検討	削除
	38	バイオマス（生ごみ）の活用方法の検討	削除
	39	生ごみ収集方法の研究	削除
	40	バイオガス発電の情報収集	削除
	41	リサイクルプラザの維持管理状況の公表	継続 リサイクルプラザ等の維持管理状況の公表
	42		新規 焼却施設の再稼働に伴う 生活環境影響調査の実施
	43	ごみ処理施設における環境保全対策の継続実施	継続 環境保全対策の検討
44	最終処分場の適正な管理の推進	見直し 笠子最終処分場の拡張検討	
45		新規 笠子最終処分場の水処理施設改修	
46		新規 焼却残さ資源化の検討	
47	借地の購入、交換の推進	削除	
48	適正処理困難物処理方法の情報提供	継続 適正処理困難物処理方法の情報提供	
49	在宅医療系廃棄物の適正処理に関する協議を実施	見直し 在宅医療系廃棄物の 適正処理に関する注意喚起	

	前回計画	変更	本計画
基本 施策	50	不法投棄監視体制の強化	統合 51と統合
	51	不法投棄に対する厳格指導・対応	継続 不法投棄に対する厳格指導・対応
	52	不法投棄防止に向けた啓発	統合 51と統合
	53		新規 広域的な監視体制の構築
	54		新規 災害時の広域的な連携体制の構築
	55		新規 仮置場の確保
	56	ごみの出し方についての情報提供	継続 ごみの出し方についての情報提供
	57	ごみステーション維持管理員・資源物回収拠点維持管理員の研修の実施	削除
	58	ごみステーションにおける指導の強化	削除
	59	市民・事業者・行政の協働体制の構築	継続 市民・事業者・行政の協働体制の構築
	60	庁内の関連部署との連携による事業の推進	継続 庁内の関連部署との連携による事業の推進
	61	関係機関等との連携体制の構築	継続 関係機関等との連携体制の構築